

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約) 12月分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和2年度 工事等積算システム端末機器一式 長期借入(再リース)	賃貸借	東京センチュリー株式会社	¥1,429,571	令和7年12月24日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G7	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 工事等積算システム端末機器一式 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

東京センチュリー株式会社

3 随意契約理由

本案件は、水道局工事等積算システム（以下「積算システム」という。）の利用に必要な端末機器等（以下「本機器類」という。）について再リースを行うものです。

本機器類のリース契約当初は、現行の積算システムの運用保守期間が令和7年3月末であり、新旧システムの切替期間等を考慮して工期末を令和7年12月31日までとしていましたが、令和6年度から実施している積算システム再構築において、新システムは府内情報共通端末の利用とすること、稼働開始は令和8年2月1日からとすることを決定したことから、現行の積算システムの運用を令和8年1月末まで延長することとなったため、本機器類の借り換えが必要となります。

積算システムは水道工事の設計積算に活用するシステムであり、運用を途切れさせることができないものです。

現在設置している本機器類は、動作上不具合等の故障も無く、現行契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを上記業者に確認しています。また、類似案件の入札参加実績のある事業者にヒアリングしたところ、いずれの事業者からも1ヶ月という短期間の新規リースには対応できないとの回答を得たことから、当該契約を行うに相当な妥当性及び合理性があると判断できるため、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部土木施設課技術監理担当（電話番号 06-6616-5524）